

【事案VI－1】車両共済金および車両諸費用の請求

- ・2025年5月7日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、被共済自動車に対する飛び石被害について、自動車共済の車両条項・車両諸費用保障特約により車両修理費用相当額を請求しようとしたところ、被申立人から申告があった日時に事故が発生したことについて合理的に認定することができない、として支払の対象外とされたことを不服としたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2024年1月発生の被共済自動車への飛び石被害による自動車共済の車両条項・車両諸費用保障特約により、すでに支払われたレンタカ一代を除く車両修理費用相当額および車両諸費用保障特約で支払われるべき共済金合計890万円ならびに遅延損害金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024年1月発生の飛び石被害により、申立人所有の被共済自動車のフロントガラスおよびボディーに損傷を受け、代車費用として被申立人からレンタカ一代金の支払いを受けた。また、2024年2月中旬頃、被申立人の担当者から、被申立人の鑑定士が修理費用相当額について認定したと報告を受けた。
- (2) その後、被申立人から「申告のあった日時に本件が発生したことについて合理的に認定することができなかった」として修理費用相当額等の支払を拒否する文書が届いた。
- (3) 以下の理由から修理費用相当額等の支払を拒否するとの決定は不服である。
 - ① 自動車共済申し込み時に、被申立人担当者が当該自動車を現車確認し、当該損害もなく加入可と判断していること。
 - ② フロントガラスに損傷がある場合、車検は取得できないため、車検日の2023年5月以降である2024年1月に事故が発生したことについて合理性があること。
 - ③ 被申立人はすでにレンタカ一代を支払っており、当該飛び石被害を認めていること、また被申立人鑑定士が当該車両を確認し修理費用相当額を一度は認定していること。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 車両共済金を請求する場合、共済金請求者は損害の発生のみを主張立証するだけでは足りず、客観的・外形的な事故発生の事実を具体的に特定して主張し、立証しなければならない。
- (2) 申立人は、加害車両のナンバーを控える等を行っていないため加害車両が不詳であるほか、同乗者もおらず、事故の発生について警察への報告も行っていない。
- (3) 被申立人は外部リサーチ会社に依頼し、申立人からのヒアリングやその他の必要な調査を実施し、さらに代理人弁護士を通じた調査も実施したが、本件事故の発生事実を認定することができなかった。
- (4) その他、申立人が提出したすべての証拠をもってしても、2024年1月に事故が発生した事実が立証されたとは言い難く、被申立人は申立人に対する共済金支払義務を負わない。

＜裁定の概要＞

本件について裁判を行うためには、事故当日の状況や申立人と被申立人担当者のやりとりについて精緻に事実認定を行う必要があるが、当事者の主張内容、提出証拠等に鑑みると、訴訟手続とは異なり証人尋問を行えないなど、事実解明の手段等に限界のある裁判外紛争解決機関である審議会においては、上記について適切な事実認定を行うことは著しく困難であるとの判断に至った。よって、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適当でないと認められるため、適格性を有しないものと判断した。